

2020. 2. 20. No.382

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で!

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

e-mail

okigakurou2017@gmail.com

HP okigakurou.web.fc2.com

PTA会費を学校の第二の財布にするな

「これ玄関マット買った領収証。後でお金よろしく」「苗を買ってもだいぶ PTA 予算余ったから一眼レフカメラを買おうか」学校でよく見聞きするやりとりだ。しかしこれ、やってはいけないことだと知らない事務職員が結構いるらしい。いや知っているけど「公費が足りないからしかたないこと」と言い訳しながら私費を公費の穴埋めに利用しているのかもしれない。

公費と私費の違い

PTA 会計は打ち出の小槌ではないし、学校側の裁量で自由につかえるものでもない。総会で決議された予算書の通りにしかつかえないはずだ。しかし、PTA 会計が学校事務職員であったり、PTA で雇用する会計職員が学校に常駐しているからなのか、全面的ではないものの PTA の金の使途は校長・教頭に委ねられている実態がある。それでよいのだろうか？

学校教育法第5条には、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」とある。経費とは、学校の施設設備の管理に必要な経費、教職員の人件費、学習指導要領に基づく教育を行うための基本的な教材設備に必要な経費のこと。原則的に学校の設置者である自治体が学校の設置・運営に必要な経費を負担する義務がある。

また、地方財政法第27条の3「都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」同法第27条の4「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」とある。

公立の小・中・高校の設置者である自治体は、

学校に係る経費を住民や保護者に負担転嫁してはいけない。

保護者から直接お金を集めることはもちろん、PTA や後援会等を通して、それらの会計から支出するなどの方法で間接的にお金を集めてはいけないと、極めて明確に法律で禁止している。

実際に学校が保護者から集めている「私費」には、副読本、各教科教材費、氏名ゴム印、生徒手帳、各種検定料の代金、生徒会費、給食費、修学旅行積立金などがある。受益者負担、児童生徒に還元されるものという基準内におさまるものが「私費」とされている。

それでも私費と公費の線引きは難しく、「私費」の定義はなにかと拡大解釈されがちだ。

私費とはなにか

そこで東京都は1970年に「都立高等学校運営費標準」を策定し、生徒が個人で経費を負担するものとして、①生徒個人の所有物として家庭・学校のいずれにおいても使用できるもの

②学年又は学級全員若しくは特定の集団全員が個人用の教材・教具として使用するもの ③教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそれから生じる直接的利益が生徒個人に還元するもの ④家庭を場として行われる教育に要する経費と通学に要する経費等 ⑤ PTA 等学校関係私的団体の活動、管理運営に要する費用 と定義している。

さらに東京都は1981年に「私費負担の解消と学校運営の適正化について」の通知を出し、一部の学校で PTA 等の私費会計に依存した運営がなされており、学校運営の適正化を図るよう求めている。

その内容は、PTA 等の私費会計から支給を受けてはならないものとして① 補講、補習、部活指導等の手当 ②旅費、部活引率合宿等にかかる経費 ③個人の資格で入会、参加する各種会

合、研究会等に要する経費 ④入試に関わる分担金、手当、食糧費等 ⑤転退職者への餞別金、記念品 ⑥補修費、備品・消耗品の購入費 を挙げている。また、PTA 等私費会計による雇用職員を本来教職員が行う公務に従事させてはいけないとしている（県内の県立学校の多くと小・中学校の一部には、PTA 雇用の職員が事務室内に常駐し、公務に関わっている）。

＊ ＊沖繩の実態と当局の言い逃れ＊ ＊

沖縄県教育委員会は、2006年に「私費会計取扱マニュアル」を策定し、私費の取扱い方の指針を示した。マニュアルで私費を3分類し、
・学校徴収金（教育活動を円滑に行うための経費で受益者負担が適当なもの。教材費、学年費、実習費等）
・学校指定物品（体育着、シューズ等学校が指定し生徒保護者が直接販売業者から直接購入するもの）
・団体徴収金（学校の運営及び教育活動に密接に関係する PTA、後援会などの経費）に分けている。

このマニュアルは、有名無実な取り扱いがされている疑いがある。2012年3月に義家弘介参議院議員が国会で、沖縄県内の県立高校で、早朝講座、夏期講習、模試監督や遅刻生徒の指導、放課後の生徒指導にあたる教員の手当としてPTA会費をあてていることを取り上げた。

地方財政法に反する行為が明らかになった。

東京都の通知内容に反する行為が行われていたことになる。この案件は、教員への兼職許可を県教委が認め、教員がPTAからの求めに応じて早朝講座を行い、講座では教科書を進めないこと（現在はそれも守られていないらしい）が取り決められ一応の決着となった。

沖縄県のマニュアルは、単に私費の支払い業務のあり方を定めたものであり、保護者負担を軽減するためのものではないことが分かる。

今現在も多くの県内学校では、団体徴収金の中に、校長会、教頭会、各種研究団体の年会費が組み込まれ、保護者から集めたお金で支払われている。このマニュアルの20ページに「教職員個人として参加する各種会合・研究会等の分担金や会議費などについては、公費負担の原則や受益者負担の原則から、認められないもの

と考える」との文章があるにも関わらずだ。

県教委当局は、沖学労からの指摘に対し「PTA総会で決議されたものであり問題ない」と言い張り続けている。自らが定めたマニュアルに従わず開き直っている。

＊ ＊私費会計業務とサービスの問題＊ ＊

私費会計には、別の問題もある。私費会計の代表的なものはPTA会計であるが、この業務を校務分掌の中で事務職員の仕事と位置付けている学校がある。校務分掌とは、校長が自らの責任で行う業務を職員に分担させることだが、学校運営に必要な業務として任意団体であるPTAの会計業務を捉えることには無理がある。

渉外以外の関わり方で勤務時間中に職員がPTAの業務に携わることはできない。

校長は、職員へPTA会計を行えと命令することはできないし、職員は勤務時間中に会計業務を行うことはできない。

「PTAは学校と目的を同じくし、後援してくれる大事な組織だから」なんていう曖昧な言い訳がもし通るのなら、少年サッカーチーム、地域の老人会、婦人会も学校に協力してくれる組織なので、その会計業務を勤務時間中に行ってよいことになってしまう。そんなわけない。

＊ ＊団体徴収金会計業務押し付けパワハラ＊ ＊

ある高校では、校長、事務長ら4人が一人の学校事務職員に対し2時間に渡って、団体徴収金会計を行えと強要する事件が発生した。校長らと利害関係のある組織の会計業務を職員に押し付けて行わせることが目的だ。

このように私費会計は、本来の仕事ではないが学校の周りに長くあり続けた「仕事」であり、学校運営を円滑にまわすために学校の中の誰かが行わなければならない「仕事」と多くの管理者や職員（事務職員自身も含む）に認識されてきた。PTA会長らが「PTAからの後援金がなければ学校は成り立たない」と公言しがちなのも、学校管理者らの間違っただけ私費会計への認識が伝染しているためだ。

まず現状を改善するために、校務分掌表から公務でない項目を外させ、「団体徴収金」の中身を世間が知れるよう露わにしていこう。（濱）

